市町村役場と兵事業務

■兵事業務

兵事業務とは、兵隊の召集、兵役検査、定時演習や点呼召集などの兵役に関する業務のことで、事務書類として綴られた兵事書類が当館に残されています。市町村役場は、徴兵から戦死公報の伝達まで、住民の兵役義務履行に関わる膨大な業務を担いました。その中の業務のひとつに「簡閲点呼（かんえつてんこ）」があります。これは、兵役を終え、普段は一般の生活をしている予備役（よびえき）や補充兵の人々を集め、点呼を行うものです。戦争がはじまり、予備役の人々も召集される可能性があることから、軍人としての意識を確認するため、定期的に行いました。昭和１４（１９３９）年の坂井輪村（現新潟市西区）の「兵事々務之綴」によると、簡閲点呼は、新発田連隊から各市町村、警察署へ割り当て日程表が通知され、主に尋常（じんじょう）小学校で実施されました。太平洋戦争が始まり戦線が拡大していくと、予備役や補充兵も戦地へ召集されていきました。

坂井輪村の兵事々務之綴（当館蔵）

■軍用保護馬

召集されたのは住民だけでなく農耕馬も軍馬として取り立てられました。昭和１４年４月に、「軍馬資源保護法」という法律が公布されました。この法律は、軍馬として素質のある馬を軍用保護馬として選出し、各種の保護奨励を行うとともに、能力の維持、資質の向上のために鍛錬を行うことを定めたものです。この法律を受けて新潟県から各市町村へ検定要項に関する通知が出され、市町村役場の職員が会場の設定等の準備を行いました。茨曽根村（現新潟市南区）の「軍用保護馬検定ニ関スル綴」には、昭和１５（１９４０）年以降の県からの通知や軍用保護馬認定の記録が綴られています。

茨曽根村の軍用保護馬検定ニ関スル綴（当館蔵）